

三重縣公報

第六千四十五号

昭和二十三年八月十七日
火曜 日

規則

●三重縣規則第五十九号

指定農林物資検査法を実施するため、三重縣水産製品検査手續規則を、次のように定める。

昭和二十三年八月十七日

三重縣知事 青木 理

三重縣水産製品検査手續規則

第一條 指定農林物資検査法(以下法という。)に基づいて、次の物品について検査を行う。

一 節 類

いなし節、かつお節、まぐろ節、鰯節、荒節、鰯節、鰯節、鰯節、かつおなまり節。

二 魚類乾製品

素乾いなし、煮乾いなし、塩乾いなし、煮乾さば、塩乾さば、煮乾あじ、塩乾あじ、塩乾さんま、煮乾いかなご、素乾いかなご、塩乾かます、塩乾とびうお、塩乾さめ、素乾きびなご、煮乾きびなご。

三 食料魚粉

一号食料魚粉、二号食料魚粉、三号食料魚粉、四号食料魚粉。

四 いか製品

するめ、塩蔵いか。

五 魚類塩蔵品

塩蔵いなし、塩蔵さば、塩蔵さんま、塩蔵かつお、塩蔵あじ、塩蔵ぶり、塩蔵そうだかつお。

六 くじら製品

塩蔵くじら。

七 ねり製品

かまぼこ、焼ちくわ、電化焼、揚かまぼこ、半べん、つみ入。

八 水産物つくだに

切するめつくだに、こんぶつくだに。

九 海そう製品

黒のり、青のり、混のり、こんぶ、おぼろこんぶ、とろこんぶ、切こんぶ、青刺こんぶ、乾てんぐさ、乾えご、乾おご、乾いぎす、乾おにくさ、乾とりあし、乾ひらくさ、乾どらくさ。

十 水産動物油

魚油。

十一 水産肥料料

魚粕、魚乾粕、ほしか。

第二條 法第四條の規定による検査を申請しようとする者は、別記第一号様式による申請書を差し出さなければならない。法第七條による検査免除を申請しようとする者は、別記第二号様式による申請書を差し出さなければならない。

第三條 水産製品の検査単位の量目又は枚数は、次の通りとする。

一 節 類

たる詰、箱詰又は紙袋こ、紙袋入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

二 魚類乾製品

箱詰又は紙袋入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

三 食料魚粉

紙袋とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

四 いか製品

箱詰、紙袋又はたる詰、びん詰とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

氏名を表示すること。

五 魚類塩蔵品

たる詰又は箱詰とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

六 くじら製品

たる詰又は箱詰とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装、荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

七 ねり製品

紙包、箱詰又は容器（容器は、三重縣水産製品検査所長の承認を受けたものとする。）入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

八 水産物つくだに

箱詰又は容器（容器は、三重縣水産製品検査所長の承認を受けたものとする。）入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

九 海そう製品

箱詰、袋袋、こも包とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

ること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量又は、数量（乾のりは枚とする。）及び生産者住所、氏名を表示すること。

十 水産動物油

石油かん、どらむかんを用い、荷造を完全、丈夫とし正味重量を一定し、品名、種類及び、生産者住所、氏名を表示すること。

十一 水産肥料

俵又はこも包とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。荷造、包装に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

第四條 水産製品検査等級は次の通り定め、別記第三号様式の等級検査証紙を申請人に交付すること。

一 節 類 一等、二等、三等、不合格、但し、かつおなまり節は一等、二等、不合格。

二 魚類乾製品 一等、二等、三等、不合格。

三 食料魚粉 一等、二等、格外、不合格。

四 いか製品

するめ 一等、二等、三等、四等、不合格。

塩蔵いか 一等、二等、不合格。

五 魚類塩蔵品 上、並、不合格。

六 くじら製品 一等、二等、三等、不合格。

七 ねり製品 一等、二等、三等、不合格。

八 水産物つくだに 一等、二等、三等、不合格。

九 海そう製品 一等、二等、三等、不合格。

氏名を表示すること。

五 魚類塩蔵品

たる詰又は箱詰とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

六 くじら製品

たる詰又は箱詰とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装、荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

七 ねり製品

紙包、箱詰又は容器（容器は、三重縣水産製品検査所長の承認を受けたものとする。）入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

八 水産物つくだに

箱詰又は容器（容器は、三重縣水産製品検査所長の承認を受けたものとする。）入とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

包装及び荷造に品名、種類、正味重量及び生産者住所、氏名を表示すること。

九 海そう製品

箱詰、袋袋、こも包とし、荷造、包装を完全、丈夫にすること。

十 水産動物油 一等、二等、三等、不合格。

十一 水産肥料 一等、二等、三等、格外、不合格。

第五條 検査を行った場合の証紙は、別記第四号様式による。検査を免除した場合の証紙は、別記第五号様式による。

第六條 指定農林物検査法施行規則第十條の規定による、証紙等の有効期間は、次の通りとする。

一 節 類 三月。但し、なまり節は五日。

二 魚類乾製品 煮乾、素乾魚類一月。塩乾魚類二十日。

三 食料魚粉 二月。

四 いか製品 三月。

五 魚類塩蔵品 二月。

六 くじら製品 二月。

七 ねり製品 十二月から翌年二月までは五日。三月から十一月まで焼くわ、焼かまぼこ三日。その他の種類二日。

八 水産物つくだに 二十日。

九 海そう製品 六月。

十 魚 油 六月。

十一 肥飼料 六月。

第七條 検査手数料は、次の通りとする。

目 單位 検査手数料

魚類乾製品 一貫 五十銭

食料魚粉 同 一円三十五銭

いか製品 同 一円十五銭

塩蔵品 同 一円十銭

同 五十銭

第二号様式

檢 查 免 除 申 請 書

名

二、致

三 輸 出 場 所

輸出予定年月日

右について別紙（契約書写）を添えて、**検査、免除を申請する。**

年
月
日

申請者住所氏名

三重縣水產製品検査所長殿

第三号様式

等級檢査証紙

大小
直徑一・三
直徑二・五



三重府						水産製品検査申請書					
昭和 年 月 日						検査 昭和 年 月 日					
品名						種類					
数量						一等二等三等四等外上並					
手收料											
摘要						收入証付紙藏					

第四号様式

品名	正味量	皆掛重量	有効期間	検査年月日	三重縣水産製品検査員	氏名
	賞	賞	年	年		
	級	匁	匁	月		
			日まで	日		

市(郡) 町村

生産者氏名

第五号様式

縣 市町村
檢查免除申請者氏名
品名
正味量
有效期間
免除年月日
實 包
何箇月
三重縣水產製品檢查所長

第六号様式

牧人証紙

二・五種



二 糧

三重縣告示第三百六十二號

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則の規定によつて、指定消費地における荷受機関として、次の通り登録した。

り登録した。

昭和二十三年八月十七日

三重縣知事 青木 理

こんぶ荷受機関

[illegible]

三重縣海產物
市上并財町
中林
忠輝
二〇、〇〇〇貫

荷受組合

●三重縣告示第三百六十三號

物價統制令第四條の規定によつて、寝具類の修繕加工料金の統制額を次のように指定し、昭和二十二年七月三重縣告示第二百九十五号(寝具類の修繕加工料金の統制額指定の件)は、これ

を廃止する。

昭和二十三年八月十七日

三重縣知事 青木 理

昭和二十三年八月十七日
三重縣知事 青木 理

- 種類 使用生地 規 格 統制額(單位一枚)
- | | | | |
|------|-------|--------------|--------|
| ふとん | 本絹その他 | 小兒用(丈三尺五寸以下) | 八一四〇〇 |
| 同 | 同 | 二布半又は三布 | 一〇四四〇〇 |
| 同 | 同 | 四布 | 一四四四〇〇 |
| 同 | 同 | 五布以上 | 一六三四五〇 |
| 夜着 | 同 | 四尺五寸以上 | 一七六四五〇 |
| 座ぶとん | 同 | 一尺五寸以下 | 二八五四五〇 |
| 同 | 同 | 一尺六寸 | 二八四〇〇 |
| 同 | 同 | 一尺七寸 | 二八四〇〇 |
| 同 | 同 | 一尺八寸以上 | 四一四五〇 |
| 同 | 同 | 一尺八寸以上 | 四六四五〇 |
- 一 この表の統制額は、解代、修繕代、洗濯代、及び裁縫、仕立代を含んだ料金である。
- 二 大修繕(補修三十箇所以上、又は五寸以上の補修五箇所以上)をしたものは、この表の統制額に、その二割を加算することができる。
- 三 この表の統制額は、足し布代、足し綿代、古綿打直し賃、荷造費、及び運賃を含まない。

●三重縣告示第三百六十四号

次の公有水面埋立免許の効力は、昭和二十三年八月七日失効した。

- 昭和二十三年八月十七日
- 一 願 人 志摩郡鳥羽町 志摩郡鳥羽町大字鳥羽字南主水山外五字地先及び面積 海面二千三百八十坪七勺
- 一 埋立の目的 宅地、道路、溝渠、水路
- 一 工事着手日 昭和二十三年三月末日
- 一 竣工期限 昭和二十三年十二月末日
- 一 埋立免許年 昭和十八年三月十日

通知照會

●商第二、六九〇号

昭和二十三年八月十八日

經濟部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿
各 学 校 長 殿

昭和二十三年度普通衣料切符の取扱いつについて
昭和二十三年度の普通衣料切符の取扱いつについては、次の諸事項に御留意のうえ方遺憾なきを期せられたい。

記

第一 普通衣料切符は、その市町村の地域内に居住する消費者各一人に一枚(廿五点)を交付する。但し、妊娠に対しては、一枚(廿五点)を、乳児に対しては、二枚(五〇点)を加配すること。当分の間一般は一点、妊娠一点、乳児三〇点を加配し、

残りは、追つて、縣から通知するまで使用せしめないこと。
この場合妊娠には(妊)、乳児には(乳)と表上部空白に明記すること。

第二 普通衣料切符交付に際しては、表面に氏名、年令、性別、住所、世帯主、続柄を記入し、交付責任者印を押印して交付すること。

第三 普通衣料切符交付に際しては、衣料切符交付簿に記載してその明確を期すること。

第四 普通衣料切符については、次の事項について間違ひのないよう消費者に徹底せしめること。

一 有効期間 昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日まで。

二 点数切符中、次の記号以外は、別途指示するまでは使用せしめないこと。

一般妊娠、乳児用とも、当分の間は、次の記号だけとして、その他の記号は一項によつて指示するまで使用できない。

い、ろ、は、に、は、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、
三 制限小切符については、次のことに注意して取り扱うこと。

1 小切符の「は」は「ネル」「は」は「晒」「は」は「手編糸」は「学童服」又は「中制服」は「大学高専服」の配給に用いるものとすること。

2 「ネル」「晒」「手編糸」を配給する場合は、市区町村長が、小切符の上部左側の欄に、ネルは「ネル」、晒は「晒」、手編糸は「手」の印(直経七ミリの円形のもの)を押し、

上部右側の欄には、市区町村長の略印(直経七ミリの円形のもの)を押すこと。

3 学童服、中制服、大学高専服を配給する場合は、学校長が、小切符の上部左側の欄に、学童服は「童」、中制服は「中」、大学高専服は、「大」の印(直経七ミリの円形のもの)を押し、上部右側の欄には学校長の略印(直経七ミリの円形のもの)を押すこと。

4 小切符の下部の欄には、市区町村又は学校について、予め縣知事の定めた番号を押すものとする。

5 妊娠、乳児に対し加配する衣料切符は「ネル」「晒」「手編糸」の制限小切符に印を押したものを交付する。

第五 普通衣料切符は、一括地方事務所へ送付したから、地方事務所から受領して、直に領收書を地方事務所へ送付すること。

第六 消費者へ交付後は、速かに交付数及び残数を次の様式によつて地方事務所へ報告すること。

添付

〇〇地方事務所長

〇〇町(村)

準領収書(交付)

内 妊 婦 乳 児 残 数 備 考

	妊 婦	乳 児	残 数	備 考

第七 普通衣料切符については、毎月十日までにその対象異動
状況報告書を次の様式によつて、地方事務所に報告するこ
と。

様式2

普通衣料切符交付対象異動状況報告

〇〇町(村)

〇〇地方事務所御中

交付枚数	内 容				
	一般	妊 婦	乳 児	轉 出	備 考

(註)

- 1、交付枚数の内訳を明記すること。(一般の中には轉入を
含む。)
 - 2、轉出については、切符交付済と轉出証明書に記入し、切符
を持参せしめること。
 - 3、轉入の際外からの轉入については、縣の切符と引き換え
ること
- この番号引き換えた切符枚数は、交付数に含むものとする。